



旅行条件書(要約)

(観光庁長官登録旅行業第530号)

(募集型企画旅行) 2020年4月改正

【募集型企画旅行契約】

(1)この旅行は、株式会社 スポニチプライム [観光庁長官登録旅行業第530号](以下「当社」といいます。)が企画・募集し、実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。

(2)旅行契約の内容・条件は、当パンフレットによるほか、当社募集型企画旅行条件書(以下「条件書」といいます)その他の案内書類(以下これらを総称して「パンフレット等」といいます。)出発前にお渡しする確定書面(最終日程表)並びに当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

【旅行の申し込みと契約の成立】

当社または当社の受託営業所にて(以下「当社」といいます)当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、お1人様につき下記のお申し込みを添えてお申し込みください。申込金は旅行代金、取消料または違約金のそれぞれ一部または全部として取り扱います。また、旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。ただし、特定のコースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。

区 分	申込金(お1人様)
旅行代金が3万円以上30万円未満	30,000円以上～旅行代金まで
旅行代金が3万円未満	旅行代金まで

【旅行代金のお支払い方法】

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日より前にお支払いいただけます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日以降のお申し込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただけます。

【旅行代金に含まれるもの】

旅行日程に明示した利用運送機関の運賃・料金、旅行日程に明示した宿泊料金(2名様1室利用)及び税・サービス料金、旅行日程に明示した食事料金(機内食は除く)、団体行動に必要な心付け・添乗員付コースの場合の添乗員同行費用・航空保険特別料金。

●上記諸費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

【旅行代金に含まれないもの】

- ①お一人様部屋を利用する場合の追加料金
- ②超過手荷物運搬料金(航空会社規定の重量・容積・個数を超える分について)
- ③航空座席のクラス変更(「プレミアムクラス」・「ファーストクラス」・「クラスJ」)に要する差額代金
- ④日程表に記載のない交通機関の料金・ガイド代・お食事代等
- ⑤個人的性格な諸費用(電話代・クリーニング代・お飲物代等)
- ⑥任意の国内旅行傷害保険
- ⑦傷害・疾病に関する医療費等

【旅行契約内容・代金の変更】

当社は、旅行契約締結後であっても旅行契約内容を変更し、代金を変更する場合があります。詳しくは「条件書」によります。

【旅行契約の解除・払い戻し】

お客様はいつでも下記取消料を支払って旅行契約を解除することができます。その場合、当社の責に帰さない各種ローンの取扱上の事由、その他渡航手続の事由で旅行契約が解除になる場合でも上記取消料の対象となります。

旅行契約の解除期日	取消料(お1人様)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目に当たる日以降から8日目に当たる日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降から2日目に当たる日まで	旅行代金の30%
旅行開始日前日の解除	旅行代金の40%
旅行開始当日の解除	旅行代金の50%
旅行開始後又は無連絡不参加	旅行代金の100%

【当社の責任】

当社は、旅行契約の履行にあたって、当社または当社が手配を代行させる者(以下「手配代行者」といいます。)の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があった場合に限り、その損害を賠償します。ただし、損害額の如何にかかわらず、当社の賠償額はお一人様当たり最高15万円まで(当社に故意または重過失がある場合を除く。)とします。その他は「条件書」によります。

【旅程保証】

旅行日程に重要な変更が行われた場合には、当社はその変更の内容に応じて変更保証金を支払います。詳しくは「条件書」によります。

【個人情報のお取り扱いについて】

当社及び下記「販売店」欄記入の受託販売店は、旅行申込の際にお申込書にご記入いただきましたお客様の個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込まれた旅行の手配において必要な範囲内で運送・宿泊機関及び手配代行者に提供させていただきます。

【その他】

ご旅行代金は2020年4月を基準に作成いたしましたので、条件に変更が生じた場合は代金を変更させていただきます。

旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)についてこの条件書に定めない事項は当社旅行業約款によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。